

小瀬スポーツ公園スポーツ健康づくり教室等における  
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

## 1 目的

公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「本協会」という。）が主催するスポーツ健康づくり教室及びスポーツイベント（以下「教室等」という。）の開催にあたり、参加者が安全・安心に参加できるよう「山梨県小瀬スポーツ公園における感染拡大予防ガイドライン」及び公益財団法人日本スポーツ協会の「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき、感染拡大予防対策を講じることで感染リスクを低減することを目的とする。

## 2 感染拡大予防対策

### （１）講師及び本協会職員の対応

- ①開催日当日、開催前に自宅等で体調確認、検温すること。
- ②教室等の運動中を除き、マスクを着用すること。
- ③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④「山梨県小瀬スポーツ公園における感染拡大予防ガイドライン」を遵守すること。

### （２）参加者の対応（参加者に求めること）

- ①開催日当日、参加する前に自宅等で体調確認、検温すること。
- ②以下のいずれかの事項に該当する場合は、参加を見合わせる（当日に書面で確認を行う。）。
  - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
  - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ③更衣室での密を避けるため、極力運動ができる服装で来ること。
- ④マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等の運動を行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。）。
- ⑤こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ⑥他の参加者及び本協会職員等との距離（できるだけ 2 m 以上）を確保すること。
- ⑦教室等の開催中には、以下の事項を遵守すること。
  - ア 運動中は、講師及び他の参加者との距離を 2 m 以上確保すること。
  - イ 大きな声での会話、応援等をしないこと。
  - ウ 休憩時等はマスクを着用し、他の参加者との距離を 1 m 以上確保すること。
  - エ 唾や痰を極力はかないこと。
  - オ タオルの共用はしないこと。
  - カ マイドリンクを持参し、回し飲みはしないこと。
- ⑧教室等の終了後には、以下の事項を遵守すること。
  - ア 施設の清掃及び備品等の消毒に協力すること。
  - イ 出したゴミは、参加者自身が持ち帰ること。
  - ウ 施設内に留まらず、早く解散すること。
- ⑨教室等参加の前後には、以下の事項を遵守すること。

ア ミーティングや懇親会等を行う場合も、三つの密（密閉・密集・密接）を避けること。

イ 会話時には、マスクの着用などの感染対策に十分に配慮すること。

⑩教室等参加期間中又は教室等終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、本協会に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

⑪上記の掲げる事項のほか「山梨県小瀬スポーツ公園における感染拡大予防ガイドライン」の遵守、講師及び本協会職員の指示に従うこと。

(3) 教室等の参加募集時の対応

参加募集に際し、以下の事項を通知し、参加者に感染拡大防止の協力を求めること。

ア (2) 参加者の対応（参加者に求めること）に掲げる事項。

イ 感染拡大防止の協力を得られない参加者には、他の参加者、講師及び本協会職員の安全を確保する等の観点から、教室等への参加の取消や途中退場を求める場合があること。

(4) 教室等の参加受付時の対応

①受付を行う本協会職員は、マスクを着用すること。

②受付には、手指消毒剤を設置すること。

③参加者が距離をおいて並べるように呼び掛けること。

④受付時に参加者名簿等で氏名、連絡先（電話番号）、体調、検温確認を行うとともにマスク着用の有無を確認すること。

⑤発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は参加しないように呼び掛けること。

(5) チェックリストの作成

本感染拡大予防ガイドラインに基づくチェックリストを作成し、教室等の開催時に適切な場所に掲示すること。